

横浜みどり税条例における 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の課題

横浜市財政局税制課

目 次

- 1 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 2 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 3 令和 6 年度横浜市税制調査会答申での指摘事項

【参考 1】横浜みどり税の概要

【参考 2】横浜市税制調査会・横浜市税制研究会における固定資産税・
都市計画税の軽減措置に対する指摘事項

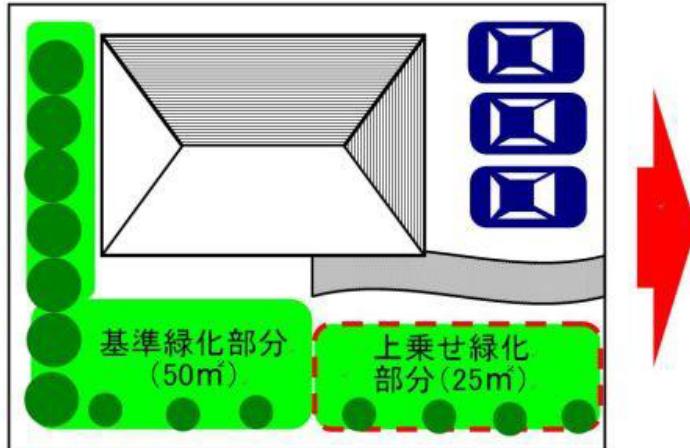
1-1 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の概要

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

- 敷地面積500m²以上の建築物敷地において、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を10年間保全する契約を横浜市と締結した場合、上乗せ緑化部分の固定資産税及び都市計画税を軽減する措置（平成22年度課税から適用）。

●軽減措置の概要

制度趣旨	市街地における建築物の敷地については、開発時の緑化協議等により、条例等に定める一定水準の緑化が確保される。これらの規定による水準を超え、さらに高いレベルでの緑化を自ら行うよう誘導するとともに、緑化が行われた部分の永続的な保全を図るため（平成22年度課税から適用）
対象土地	建築確認の敷地面積が500m ² 以上あり、基準となる緑化率に加えて5%以上緑化され、横浜市が発行する緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地で、緑化部分を10年間保全する契約を横浜市と締結したもの
軽減内容	基準を超えた緑化部分（上乗せ緑化部分）の割合に相当する固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減



敷地全体の面積 = 500m²

敷地全体の緑地面積 = 75m² (緑化率15%)

- ・基準緑化部分 = 50m² (10%)
- ・上乗せ緑化部分 = 25m² (5%) → 緑化基準10%に加え5%を緑化

軽減額

- ・上乗せ緑化部分25m²に相当する税額の4分の1を軽減
- ・敷地全体の税額が200,000円だった場合は、
 - ・上乗せ緑化部分25m²の相当税額 (10,000円) × 1/4 = 2,500円
 - ・2,500円 × 10年間軽減 = 総額25,000円

1-2 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の適用実績

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

- 新規に認定された筆数は、令和元年からの6年間減少傾向にあり、令和6年は1筆のみ。
- 軽減相当税額は、令和元年度以降減少しており、令和7年度で4,000万円程度。

	新規認定年								合計
	H21～25年	H26～30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	
筆数	358	53	109	56	4	9	0	1	590
面積(ha)	50.2	7.1	5.4	11.0	2.6	2.8	0	0.035	79.1

課税年度	新規認定年ごとの軽減相当税額（単位：千円）								合計
	H21～25年	H26～30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	
R元年度	60,664	7,132	—	—	—	—	—	—	67,796
2年度	49,760	7,115	5,870	—	—	—	—	—	62,745
3年度	30,739	7,062	5,860	12,341	—	—	—	—	56,002
4年度	23,681	7,211	5,933	12,791	3,777	—	—	—	53,393
5年度	16,347	7,294	6,172	13,229	3,819	7,137	—	—	53,998
6年度	—	7,497	6,300	13,957	3,974	7,505	0	—	39,233
7年度	—	4,977	6,459	14,756	3,974	7,744	0	1,261	39,171

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

2-1 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・ 都市計画税の軽減措置の概要

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

- 農地の保全を図るため、一定の条件を満たす農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する措置（平成22年度課税から適用）。

●軽減措置の概要

制度趣旨	農家敷地内の農業用施設用地について、税負担を一般の農業用施設用地並みに軽減することで、農業用施設を農地から農家敷地内に設置誘導することで、良好な農景観の保全を図るため（平成22年度課税から適用）
対象土地	所有農地等を1,000m ² 以上耕作している農家が、農業用施設を自らの農業用として10年間継続して利用する計画を本市と締結し、かつ当該施設の用地を特定農業用施設用地として本市が指定しているもの
軽減内容	一般の農業用施設用地の税額との税額の差額相当分を10年間軽減

- ※ 一般的な農業用施設用地の評価は、「付近の農地の価格」に「造成費相当額（3,000円）」を加える方法により行う。税負担については、一般的な宅地（住宅用地）の税額の10分の1程度となる。

2-2 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・ 都市計画税の軽減措置の適用実績

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

- 新規に認定された筆数は、第3期に当たる令和元年以降毎年30筆程度。
- 軽減相当税額については、令和元年度以降毎年1,100万円程度で推移。

	新規認定年								合計
	H21～25年	H26～30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	
筆数	164	61	35	32	21	39	37	26	415
面積(ha)	2.1	0.7	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.3	5.1

課税年度	新規認定年ごとの軽減相当税額（単位：千円）								合計
	H21～25年	H26～30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	
R元年度	8,048	3,795	—	—	—	—	—	—	11,843
2年度	6,419	3,749	1,571	—	—	—	—	—	11,739
3年度	4,114	3,348	1,613	1,958	—	—	—	—	11,033
4年度	3,218	3,392	1,581	2,085	1,111	—	—	—	11,387
5年度	1,662	3,419	1,452	1,963	1,176	1,579	—	—	11,251
6年度	—	3,466	1,460	2,037	1,186	1,690	1,545	—	11,384
7年度	—	2,670	1,590	2,044	1,235	1,603	1,554	1,310	12,006

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

3 令和6年度横浜市税制調査会答申での指摘事項

- 令和6年度答申において、「適切な効果検証がなされておらず、制度の必要性の判断は困難。定量的な効果測定を速やかに実施しなければならない。適切な効果検証や制度の利用状況の改善が見られない場合、制度を廃止すべき。」とされた。

令和6年度横浜市税制調査会答申－固定資産税・都市計画税に係る税負担軽減措置の検証－(概要版)(令和7年3月27日)

第2章 横浜みどり税条例における固定資産税・都市計画税の軽減措置

第1節 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の減額措置

- 本減額措置の効果検証－止まらない効果の過減－
 - ・近年、建築物緑化保全契約の件数は減少傾向であり、本減額措置の存在意義を搖るがす事態
 - ・契約件数の減少理由として申請時の手間や土地所有者の高齢化に伴う相続等が示されたが、申請手続は制度導入当初から変更はない
 - ・新規契約件数の減少の要因分析が十分でなく、効果的な対策をとるため、より詳細な要因分析が必要。
- 制度の今後のあり方
 - ・今後の選択肢として、税負担の軽減を拡充しインセンティブ効果を高めることが考えられるが、その場合、税負担公平性の観点から、より説得的な説明が不可欠
 - ・もう一つの選択肢として、本減額措置を廃止し、透明性の観点で優れている補助制度への切り替えも検討すべき
 - ・まずは制度の周知広報とニーズ調査の実施が必要
 - ・市内の緑化推進の重要性は認めるものの、制度の利用状況が改善されない場合には見直すべき

第2節 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の減額措置

- 本減額措置の効果検証
 - ・令和5年度の本調査会の答申でも指摘したとおり、制度の利用状況は低調のまま推移しており、定量的な効果測定についても、現在も具体的な検討が進んでいないことは問題
 - ・一部の納税者に対してのみ税負担を軽減するためには、税の公平性の観点から、適切な効果検証と説得的な説明をすることが不可欠
- 制度の今後のあり方
 - ・減額措置と緑化とが直接結びつく指標を設定した上で、しっかりとした効果検証が必要
 - ・農業振興施策自体を否定しているものではないが、横浜みどり税条例の枠組みで行う以上、条例の趣旨に沿ったものとすべき
 - ・生業支援の側面を有するのであれば、政策の手段としては税負担の軽減ではなく補助金で対応することが適切

【参考1】横浜みどり税の概要

1-1 横浜みどり税条例の全体像

- 緑の保全及び創造に資する事業の充実を図る目的で、横浜みどり税（市民税の均等割の税率の特例）並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置を平成20年に制定。
- 横浜みどり税条例の制定
平成20年12月15日（平成21年4月1日施行）
- 趣旨（第1条）
緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置に関して、必要な事項を定める
- 市民税の均等割の税率の特例（第2条及び第3条）
個人市民税及び法人市民税の均等割額は、横浜みどり税条例で規定する額を加算した額とする
(この加算した額に係るものを「横浜みどり税」と称する)
- 収納額の基金への積立て（第4条）
横浜みどり税の収納額に相当する額を基金に積み立てる（横浜市みどり基金）
- 固定資産税及び都市計画税の特例（第5条及び第6条）
一定の要件を満たす基準以上の緑化を行った土地及び宅地内の農業用施設用地について、10年度分の固定資産税及び都市計画税の一部を減額する

1-2 横浜みどり税の概要

- 緑の保全・創出の取組を進めるための安定的な財源として創設され、平成21年度から課税。
- 課税期間は5年間、課税方式は個人・法人市民税の超過課税としている。
- 横浜みどり税の使途は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進等の4つの項目としている。

●**趣旨**：市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するため、平成21年度から「横浜みどりアップ計画」を実施。緑豊かな環境を将来に残すには、緑の保全・創出の取組を着実に進める必要があるため、各年度の財政状況に左右されない安定的な財源が必要であるとして、平成20年に創設（平成21年度から課税）。

●**課税方式**：個人・法人市民税均等割の超過課税

　緑の保全・創出による受益は、広く市民（個人・法人）に及ぶことから、その財源については、広く薄く市民の負担を求めるとしている。

●**課税期間**：5年間

　期間を区切って効果検証を行う必要がある等の観点から、横浜みどりアップ計画と同じ5年間の時限立法としている（直近改正は令和5年度）。

	課税期間			
	第1期	第2期	第3期	第4期
個人	H21～25年度	H26～30年度	R元～5年度	R6～10年度
法人	H21.4.1～6.3.31※	H26.4.1～31.3.31※	H31.4.1～R6.3.31※	R6.4.1～R11.3.31※

※この間に開始する事業年度が対象

●**使途**：①樹林地・農地の確実な担保（公有地化）　②身近な緑化の推進
③維持管理の充実によるみどりの質の向上　④ボランティアなど市民参画の推進につながる事業

1-3 横浜みどり税の概要

- 税率については、個人市民税の場合は均等割に年間900円、法人市民税の場合は年間均等割額の9%相当額を上乗せ。

●税率

個人：個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ

標準税率	横浜みどり税分
3,000円	900円

法人：法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

法人の区分		均等割税率	
資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円
	50人超	120,000円	10,800円
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円
	50人超	150,000円	13,500円
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円
	50人超	400,000円	36,000円
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円
	50人超	1,750,000円	157,500円
50億円超	50人以下	410,000円	36,900円
	50人超	3,000,000円	270,000円

1-4 横浜みどり税の税収及び納税義務者数

- 横浜みどり税による税収額は、約28億円から30億円で推移しており、緑の保全・創出の取組を進めるための安定的な財源となっている。

●税収

(単位：百万円)

	第3期						第4期	
	R元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	R元～ R5合計	6年度 (決算)	7年度 (当初)
市税全体	846,456	843,870	838,902	867,276	886,304	—	893,708	942,873
個人市民税	409,323	413,551	411,280	422,900	431,873	—	422,524	471,095
横浜みどり税 (A)	1,749	1,777	1,778	1,799	1,816	8,919	1,846	1,888
法人市民税	58,637	48,269	45,428	50,342	52,207	—	59,288	55,067
横浜みどり税 (B)	1,099	1,074	1,093	1,142	1,127	5,535	1,148	1,125
横浜みどり税の合計 (A + B)	2,848	2,851	2,870	2,941	2,943	14,453	2,994	3,013

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

●納税義務者数

	令和7年度
個人	約210万人
法人	約12万人

【参考2】

横浜市税制調査会・横浜市税制研究会における 固定資産税・都市計画税の軽減措置に対する指摘事項

2-1 平成20年度横浜市税制研究会最終報告での指摘事項

- 平成20年の最終報告において、「特定施策誘導手法としては、（中略）補助金の方が透明性の点で優れている。」としたうえで、緑の創造を目的とした税負担の軽減措置については、「緑化基準を超えた緑化を誘導し、更に高いレベルでの緑化促進に向け、（中略）税負担の軽減措置の活用も有効であると考えられる。」とされた。

平成20年横浜市税制研究会－緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告－（平成20年8月）

7 施策誘導を目的とした税負担の軽減

(1) 基本的考え方

特定施策誘導手法としては、守秘義務の関係で個別の軽減額を公表できない税負担の軽減よりも、補助金の方が透明性の点で優れている。

したがって税負担の軽減という手法は、安易に多用すべきではなく、限定的な手法として活用すべきである。

具体的には、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、①補助金と比較してより効果があがるような場合や、②補助金の効果をより促進していくために補助金とあわせて活用していく場合に限定して行っていくことが適当である。

(2) 具体的活用方策

ア （略）

イ 緑の創造を目的とした税負担の軽減措置

横浜市では、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、基準以上の緑化を行った場合に固定資産税・都市計画税を軽減する制度の導入を検討している。

その具体的方策として、緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物の敷地のうち、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた敷地の緑化された土地部分について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

市街地における建築物敷地の緑化は、緑の環境をつくり育てる条例等に基づく緑化協議や今後導入される緑化地域制度によって、条例等に定められた緑化基準レベルの緑化率（5～15%）が確保されることとなるが、当該緑化基準を超えた緑化を誘導し、更に高いレベルでの緑化促進に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置によるインセンティブ効果が見込まれることから、税負担の軽減措置の活用も有効であると考えられる。

2-2 平成25年度横浜市税制調査会答申での指摘事項

- 平成25年度の答申において、「1件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる部分もあるが、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして、一定の成果は出ており、これらの制度を導入した成果はあったと考える」とされた。

平成25年度横浜市税制調査会答申

– 課税自主権上の諸課題の整理及び平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いについて – (平成25年11月1日)

第2章 横浜みどり税条例に基づく緑の保全・創造に資する施策に係る課税自主権の活用に関する事項について

2 横浜みどり税条例に係る税制の検証

(6) 固定資産税等の特例措置の評価・検証

横浜みどり税条例では、市民税均等割への超過課税の他にも、固定資産税及び都市計画税の軽減措置として、「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」13及び「基準以上の緑化に対する軽減措置」14を規定している。

この制度は、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置を導入したものである。

「基準以上の緑化に対する軽減措置」については、4か年累積で57.0haの緑地で保全契約が締結されている。また、「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」については、4か年累積で102件(約1.52ha)の契約が締結されている。

これらの軽減税額については、表6のとおり、「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」は1件当たり52.4千円、「基準以上の緑化に対する軽減措置」は1件あたり126.7千円となっている。

(表 略)

本税制調査会としての評価としては、1件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる部分もあるが、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして、一定の成果は出ており、これらの制度を導入した成果はあったと考えるものである。

2-3 平成30年度横浜市税制調査会答申での指摘事項

- 平成30年度の答申において、「1筆あたりの軽減額のインパクトが小さく感じる」としつつ、「適用件数及び面積は着実に増加」しており、「市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとしての効果が一定程度は出ていると考えられ」とされた。

平成30年度横浜市税制調査会答申－令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて－（令和5年10月31日）

第1章 現行の取組（第2期横浜みどり税）の検証

第3節 横浜みどり税の実施に必要な追加措置

(1) 固定資産税等の軽減措置

ウまとめ

前回の継続時にも指摘したことであるが、やはり1筆あたりの軽減額のインパクトが小さく感じる。しかしながら、適用件数及び面積は着実に増加している。緑地や農地の維持管理負担の軽減が図られていることから、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとしての効果が一定程度は出ていると考えられ、これらの制度を導入することによる成果はあったと考える。

第2章 第3期横浜みどり税の継続の是非

第3節 横浜みどり税の実施に必要な追加措置

(1) 固定資産税等の軽減措置

第1章でも確認したように、横浜みどり税条例には、市民税（個人・法人）均等割への超過課税の他に、固定資産税及び都市計画税の軽減により施策誘導を図るインセンティブ税制として、「基準以上の緑化に対する軽減措置」と「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」の2つがある。

これらの制度は、横浜みどり税条例の創設時に、本税制調査会の前身である税制研究会において、課税自主権の具体的な活用方策として、横浜みどり税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当であるとしたものである。

これらの軽減措置については、先に検証した通り、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、制度を導入した成果はあったと考える。

こうしたことから、市街地等の緑化誘導や緑化誘導した緑地の維持保全、農地の維持保全を図るうえでも、緑地や農地の維持管理負担を軽減することが適当と考える。

2-4 令和5年度横浜市税制調査会答申での指摘事項

- 令和5年度答申において、当該制度に「定期的な検証の目が向けられるべき」とされ、「減税の適用件数や軽減金額をみても低調であり、わざわざ軽減措置を行うほどの実績が上がっているようには思えない」とされた。
- 当該軽減措置が「この先も維持すべきかどうか、慎重な検討がなされるべき」とされたうえで、「政策的な助成が必要であれば、税を用いずに補助制度として行うほうが良い」とされた。

令和5年度横浜市税制調査会答申－令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて－（令和5年10月31日）

第3章

第1節

4 固定資産税等の軽減措置

横浜みどり税条例には、市民税（個人・法人）均等割への超過課税のほかに、固定資産税及び都市計画税の軽減により施策誘導を図るインセンティブ税制として、①「緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置」と②「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置」の2つの制度を設けている。

本調査会とすれば、制度の継続を完全否定はしないが、横浜みどり税と並行して、この2制度にも定期的な検証の目が向けられるべきと考える。実際、減税の適用件数や軽減金額をみても低調であり、わざわざ軽減措置を行うほどの実績が上がっているように思えない。（表省略）

特に②の「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」は、①と異なり緑化に直結する効果を持たないことから、この先も軽減措置を維持すべきかどうか、慎重な検討がなされるべきであろう。この点について本調査会では、宅地内の農業用施設用地についての政策的配慮が必要であれば、税の軽減という手法ではなく、補助・助成金として行うべきであるという意見がもっぱらであった。

税の軽減措置は、一般の納税者からすれば公平性を害するものと見られてしまいがちであり、しかも毎年度の予算の審査の対象とならない、いわゆる「隠れ補助金」的な性格を有するからである。政策的な助成が必要であれば、税を用いずに補助制度として行うほうが良いと考える。

第3節 まとめ

（前略）

固定資産税等の軽減措置については、適用件数や軽減金額等が少なく、軽減の効果に疑問が生じるため、政策効果がどの程度発揮されているか、定量的な効果測定が行われるべきである。（後略）

横浜みどりアップ計画[2024-2028] について

みどり環境局

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

本日の説明内容

I. 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の2024年度実績について

1. 事業執行について
2. 主な実績について

II. 固定資産税等の軽減措置について

1. 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について
2. 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について

I. 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の2024年度実績について

1. 事業執行について

- ① 計画の全体像
- ② 全体執行額
- ③ 各事業における横浜みどり税執行額
- ④ 横浜市みどり基金を中心とした財源の流れ
- ⑤ 横浜市みどり基金残高の推移

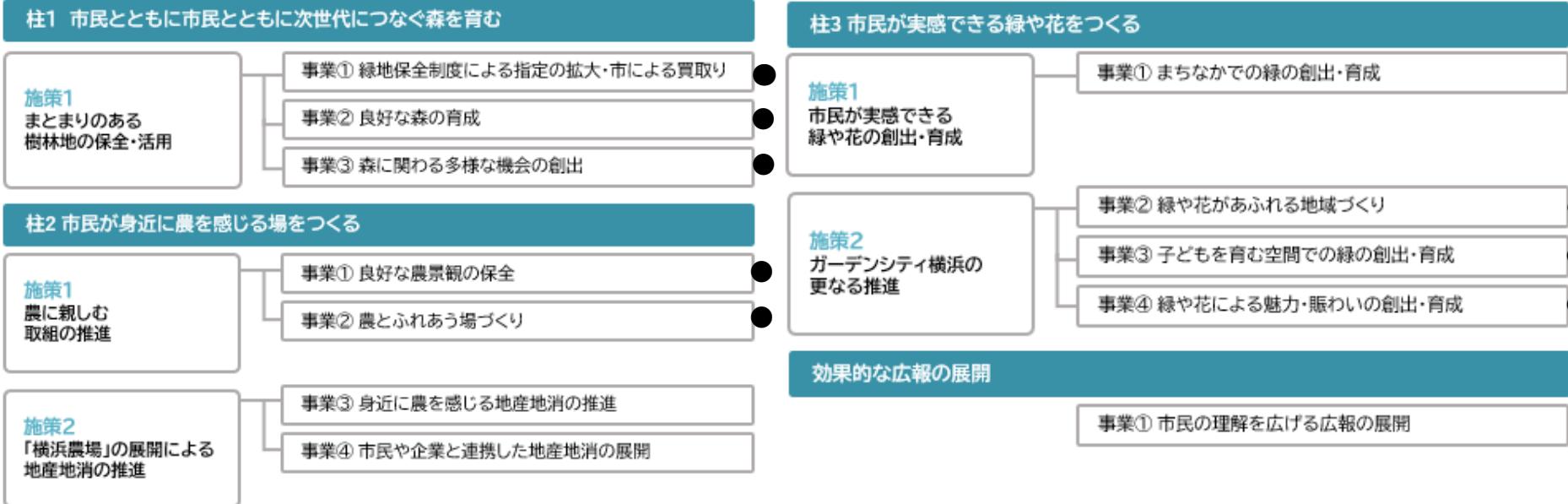
2. 主な実績について

- ① 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む
- ② 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる
- ③ 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

1-① 計画の全体像

- 全12事業のうち、横浜みどり税を充当しているのは9事業

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の体系



1-② 全体執行額

- 2024年度の執行額は、**全体事業費68億円**、うち**横浜みどり税充当額は28億円**
- 柱別の横浜みどり税充当割合は、**柱1が65.5%** (60.4%) **柱2が5.5%** (7.3%) 、**柱3が29.0%** (32.3%)
※ () は計画時点の柱別の横浜みどり税充当割合

表 計画の柱別 2024年度執行額

(百万円)

	計画額 (2024-2028)	うち横浜 みどり税	執行額	うち横浜 みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	30,250	8,564	5,001	1,827
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	3,422	1,040	617	154
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	7,722	4,582	1,218	810
効果的な広報の展開	80	—	14	—
合計	41,474	14,187	6,850	2,791

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります

1-② 2024年度執行額（柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む）

- 柱1の執行額は50億円（執行率：16.5%）、うち横浜みどり税充当額は、18億円（執行率：21.3%）
- 柱1の事業費の約8割を占める「事業①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」において、執行額が41億円（執行率：16.3%）、うち横浜みどり税充当額は、10億円（執行率：26.3%）

表 柱1 「市民とともに次世代につなぐ森を育む」2024年度執行額

(百万円)

事業名	計画額（2024-2028）		執行額		執行率	
	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	25,166	3,706	4,099	974	16.3%	26.3%
事業② 良好的な森の育成	4,619	4,599	826	816	17.9%	17.7%
事業③ 森に関わる多様な機会の創出	464	259	76	37	16.4%	14.3%
合計	30,250	8,564	5,001	1,827	16.5%	21.3%

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります。

1-② 2024年度執行額（柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む）

- 事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」では、国費の認証額の減を補うため横浜みどり税を充当

表 事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」2024年度執行額（財源別）

(百万円)

	事業費	国費	市債	一般財源等	
				横浜みどり税以外	横浜みどり税
計画額 (2024-2028)	25,166	5,979	13,289	2,193	3,706
執行額	4,099	562	2,003	560	974
執行率	16.3%	9.4%	15.1%	25.5%	26.3%

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります

1-② 2024年度執行額（柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む）

表 柱1事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」執行額の推移

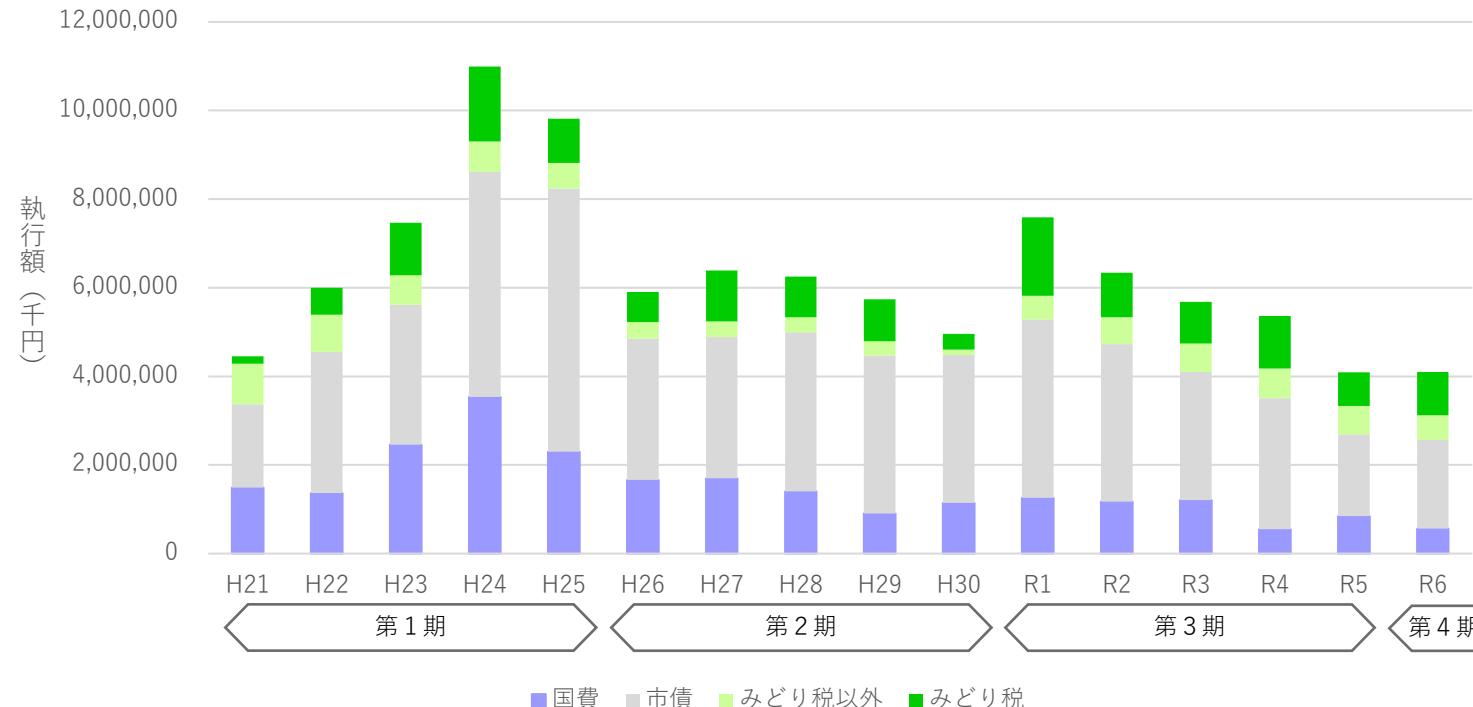
(単位：千円)

	執行額	国費	市債	一般財源等	
				横浜みどり税以外	横浜みどり税
2009年度 (H21)	4,452,138	1,486,080	1,884,000	914,190	167,868
2010年度 (H22)	5,996,681	1,365,760	3,190,000	834,234	606,686
2011年度 (H23)	7,469,688	2,459,376	3,154,000	669,781	1,186,531
2012年度 (H24)	10,993,115	3,533,548	5,084,000	682,340	1,693,227
2013年度 (H25)	9,818,306	2,298,152	5,940,000	577,726	1,002,428
2014年度 (H26)	5,904,214	1,660,165	3,188,000	379,224	676,825
2015年度 (H27)	6,390,541	1,700,660	3,188,000	350,513	1,151,368
2016年度 (H28)	6,249,906	1,400,361	3,594,000	342,430	913,114
2017年度 (H29)	5,741,254	906,342	3,563,000	323,966	947,946
2018年度 (H30)	4,961,767	1,140,059	3,341,000	123,712	356,997
2019年度 (R1)	7,589,316	1,260,141	4,025,000	536,798	1,767,377
2020年度 (R2)	6,338,999	1,171,685	3,559,000	606,701	1,001,614
2021年度 (R3)	5,683,088	1,207,763	2,890,000	641,061	944,264
2022年度 (R4)	5,363,034	547,962	2,959,000	674,428	1,181,643
2023年度 (R5)	4,088,798	844,494	1,844,000	644,220	756,084
2024年度 (R6)	4,098,770	561,930	2,003,000	560,055	973,785
16年計	101,139,613	23,544,477	53,406,000	8,861,379	15,327,757
単年平均	6,321,226	1,471,530	3,337,875	553,836	957,985
執行額に対する割合	100.0%	23.3%	52.8%	8.8%	15.2%

※ 1 端数処理により合計値は一致しないことがあります

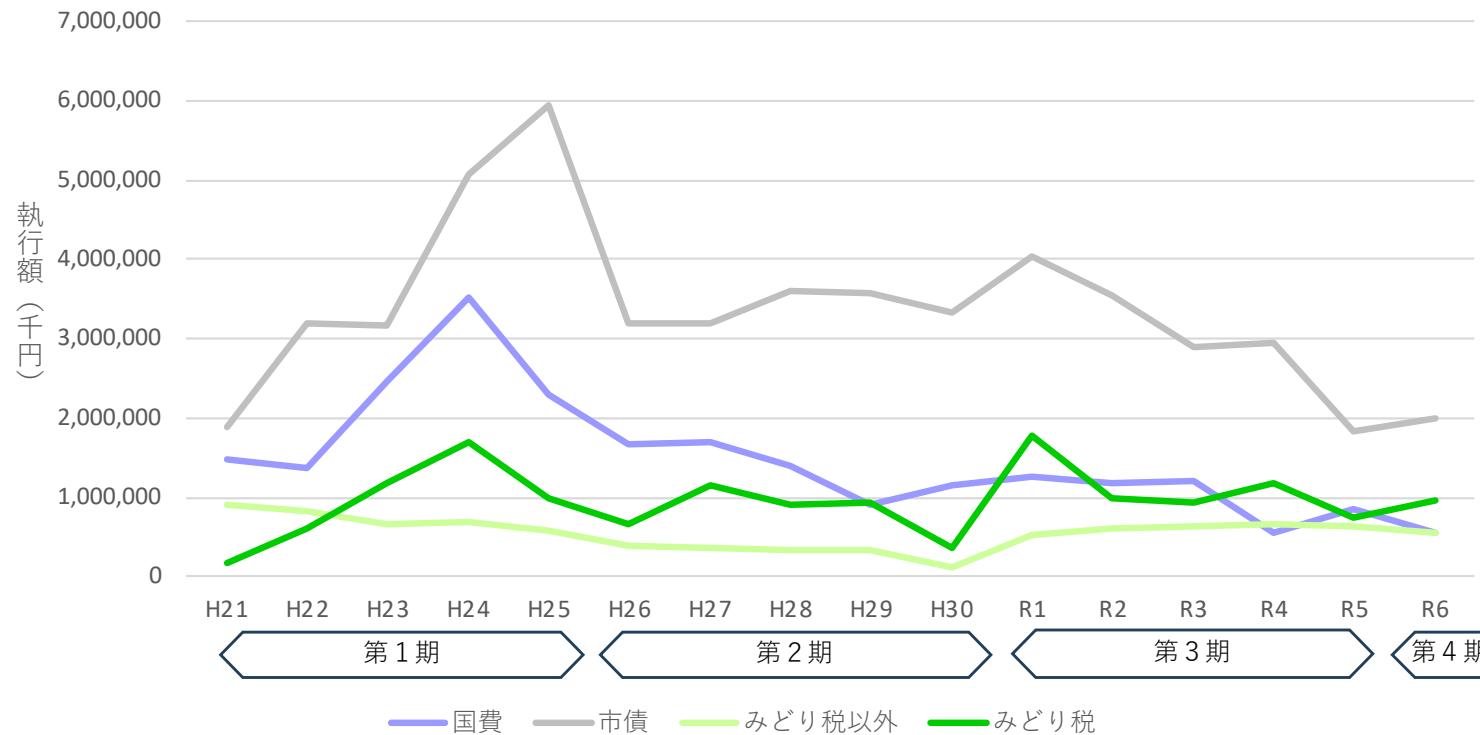
1-② 2024年度執行額（柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む）

グラフ 柱1事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」執行額の推移



1-② 2024年度執行額（柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む）

グラフ 柱1事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」執行額の推移



1-② 2024年度執行額（柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる）

- 柱2の執行額は6億円（執行率：18.0%）、うち横浜みどり税充当額は、2億円（執行率：14.8%）
- 柱2の事業費の約6割を占める「事業②農とふれあう場づくり」において、執行額が4億円（執行率：18.1%）、うち横浜みどり税充当額は、1億円（執行率：13.4%）

表 柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」2024年度執行額

(百万円)

事業名	計画額(2024-2028)		執行額		執行率	
	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税
事業① 良好的な農景観の保全	1,100	390	202	67	18.3%	17.2%
事業② 農とふれあう場づくり	2,014	650	364	87	18.1%	13.4%
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	238	—	44	—	18.3%	—
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	70	—	8	—	11.6%	—
合計	3,422	1,040	617	154	18.0%	14.8%

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります。

1-② 2024年度執行額（柱3 市民が実感できる緑や花をつくる）

- 柱3の執行額は12億円（執行率：15.8%）、うち横浜みどり税充当額は、8億円（執行率：17.7%）
- 柱3の事業費の約4割を占める「事業① まちなかでの緑の創出・育成」において、執行額が5億円（執行率：15.0%）、うち横浜みどり税充当額は、5億円（執行率：18.6%）

表 柱3「市民が実感できる緑や花をつくる」2024年度執行額

(百万円)

事業名	計画額（2024-2028）		執行額		執行率	
	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税
事業① まちなかでの緑の創出・育成	3,342	2,567	501	478	15.0%	18.6%
事業② 緑や花があふれる地域づくり	1,224	561	153	61	12.5%	10.9%
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	445	75	47	6	10.5%	8.0%
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	2,712	1,380	518	264	19.1%	19.1%
合計	7,722	4,582	1,218	810	15.8%	17.7%

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります。

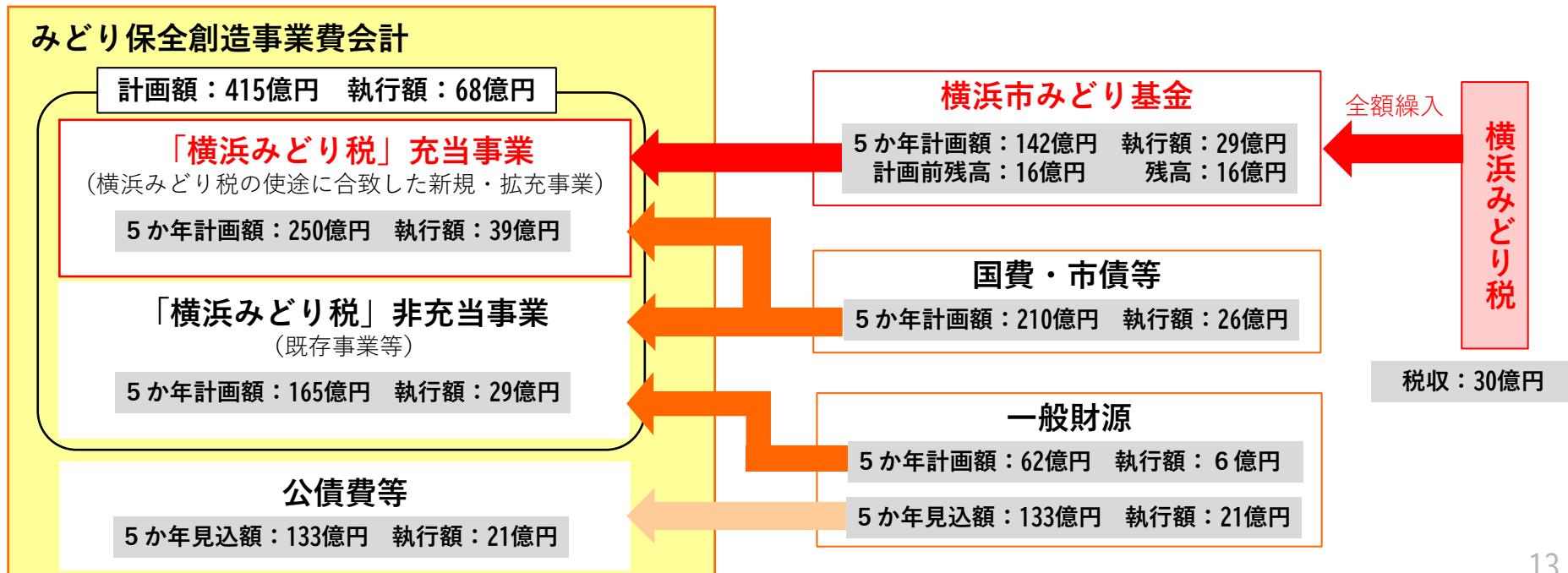
1-③ 各事業における横浜みどり税執行額

別紙1 横浜みどり税 執行額一覧（第4期） 参照

1-④ 横浜市みどり基金を中心とした財源の流れ（2024年度）

- 横浜みどり税を区分経理する「横浜市みどり基金」は、税収30億円と計画前残高16億円の合計（46億円）から、横浜みどり税充当事業に29億円執行したことで、端数処理等により残高は16億円

図 横浜市みどり基金を中心とした財源の流れ



※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります

1-⑤ 横浜市みどり基金の残高の推移

表 横浜市みどり基金残高の推移

(単位：千円)

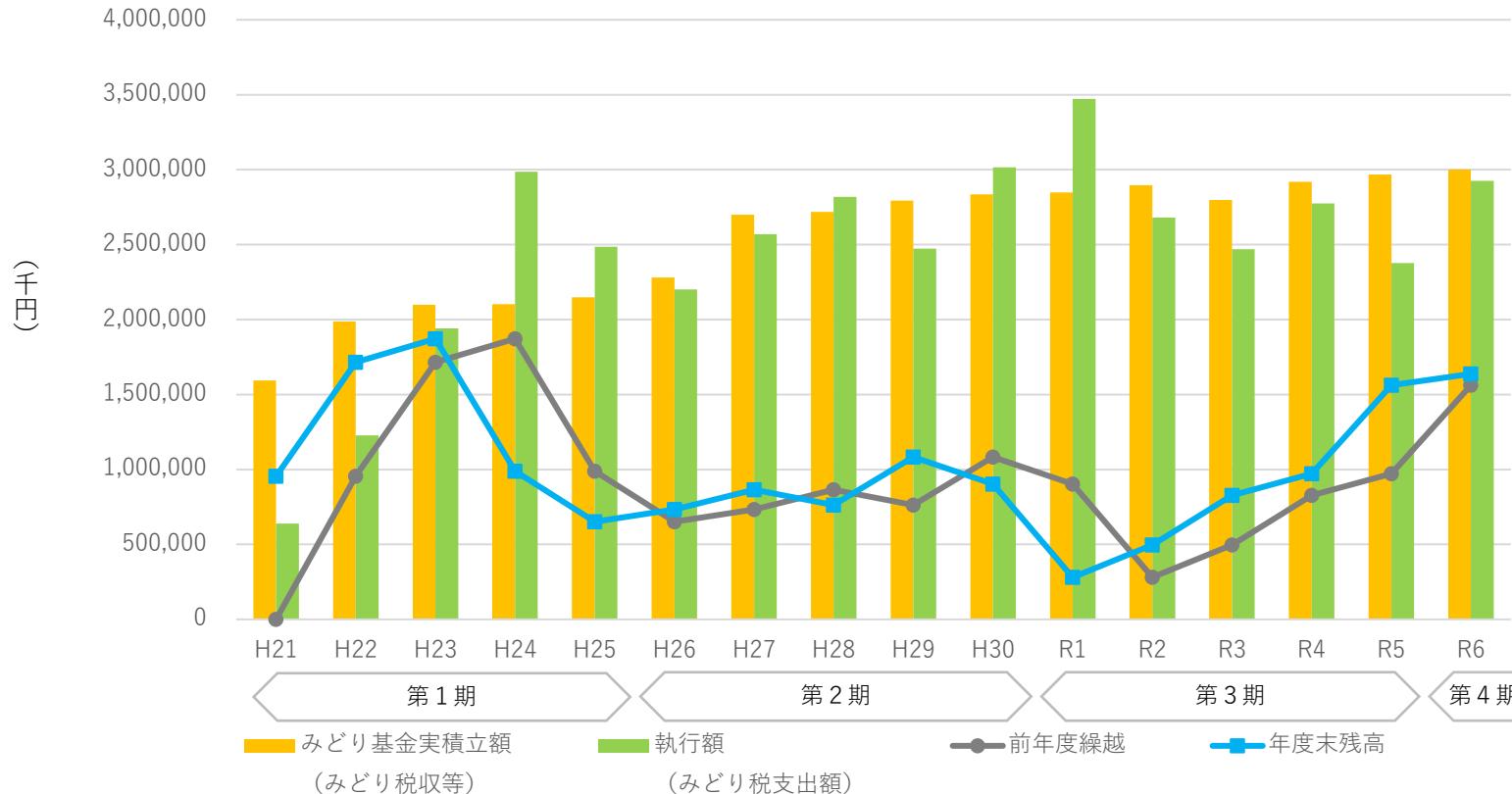
年度	前年度繰越 (A)	みどり基金実積立額 (横浜みどり税収等) (B)	執行額 (横浜みどり税支出額) (C)	年度末残高 (D=A+B-C)
2009年度 (H21)	0	1,594,022	639,479	954,543
2010年度 (H22)	954,543	1,988,305	1,227,376	1,715,472
2011年度 (H23)	1,715,472	2,099,334	1,942,408	1,872,399
2012年度 (H24)	1,872,399	2,103,423	2,987,235	988,587
2013年度 (H25)	988,587	2,149,456	2,485,496	652,546
2014年度 (H26)	652,546	2,281,277	2,200,634	733,189
2015年度 (H27)	733,189	2,700,321	2,568,672	864,837
2016年度 (H28)	864,837	2,717,559	2,819,151	763,245
2017年度 (H29)	763,245	2,793,396	2,473,343	1,083,298
2018年度 (H30)	1,083,298	2,834,697	3,015,151	902,845
2019年度 (R1)	902,845	2,848,986	3,471,183	280,648
2020年度 (R2)	280,648	2,897,295	2,680,254	497,688
2021年度 (R3)	497,688	2,798,242	2,469,211	826,720
2022年度 (R4)	826,720	2,919,679	2,773,942	972,457
2023年度 (R5)	972,457	2,966,436	2,376,629	1,562,264
2024年度 (R6)	1,562,264	3,000,325	2,924,752	1,637,837

※1 横浜みどり税収等には、預金利息を含みます。

※2 端数処理により合計値は一致しないことがあります

1-⑤ 横浜市みどり基金の残高の推移

グラフ 横浜市みどり基金残高の推移

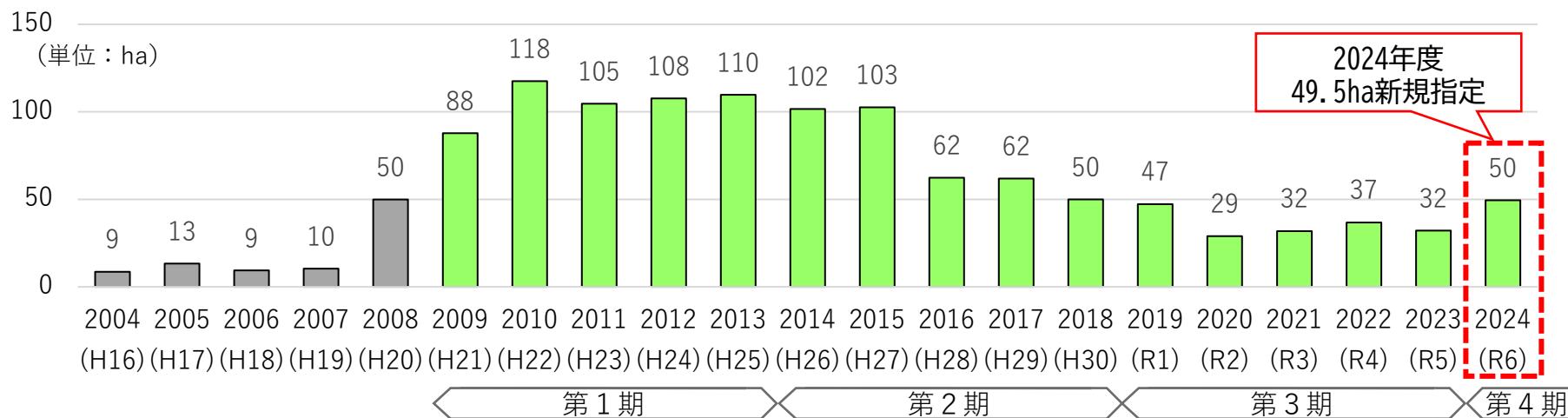


2-① 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

【事業①取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り】

- 第4期初年度の2024年度は、49.5haを新規指定<5か年の目標180ha>
- 計画を開始した2009年度からの16年間で合計1,132.1haを新規指定
- 計画前と比べ、3倍以上のスピードで樹林地の指定が進んでいる

グラフ 緑地保全制度による新規指定面積の推移



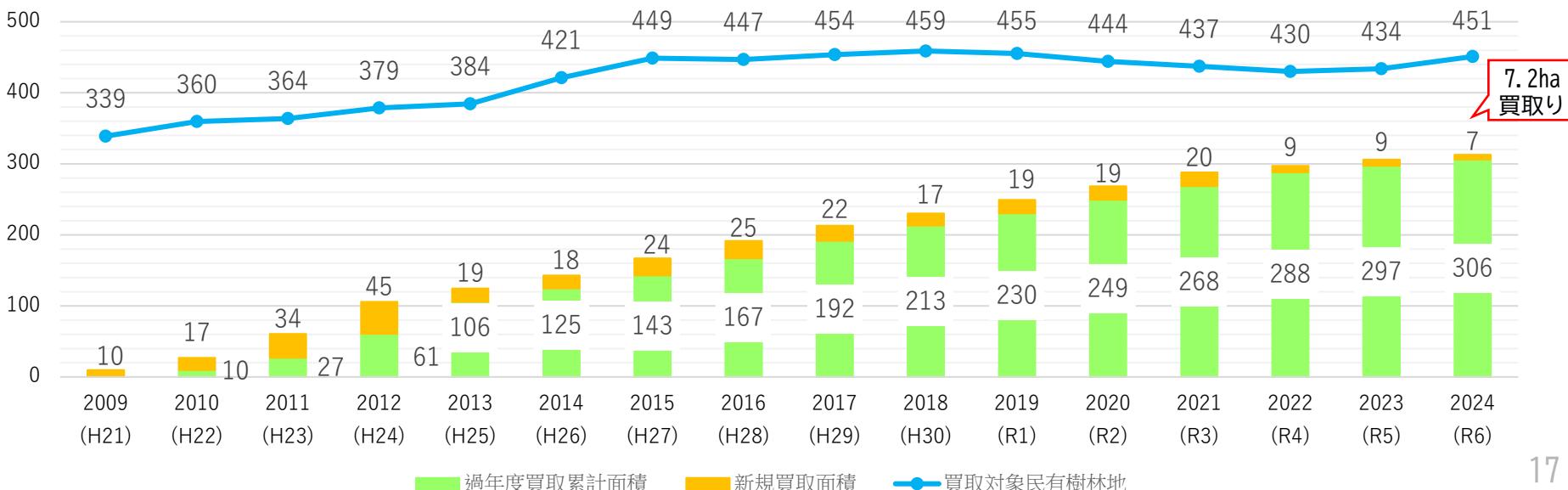
2-① 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

【事業①取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り】

- 2024年度は、**7.2ha**の樹林地の買入れ申し出に着実に対応<5か年の想定100ha>
- 2009年度からの16年間の合計は306ha

グラフ 横浜みどりアップ計画の計画期間中の樹林地買取面積の推移

(単位 : ha)



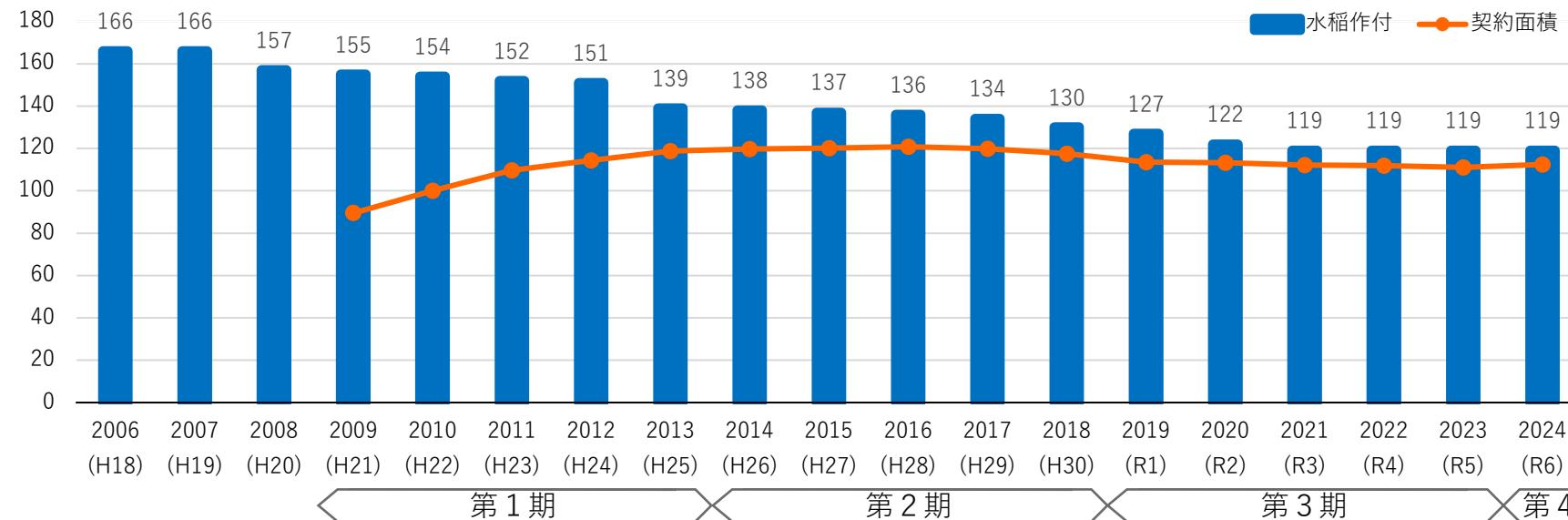
2-② 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

【事業①取組1 水田の保全】

- 2024年度は、112.5haの水田について水田保全契約を締結＜目標 115ha/年＞
- 市内の水田面積全体の約9割の保全につながっている

グラフ 水稲作付面積と水田保全面積の推移

(単位: ha)



2-② 柱2 市民が身边に農を感じる場をつくる

【事業②取組1 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設】

- 2024年度は、3.38haの農園を開設<5か年の目標 19.5ha>
- 計画開始以降、300か所以上の農園が開設されている
- 緑の保全・創造の重要性を市民に意識してもらうために、有効な取組となっている



収穫体験農園でのナシ狩り(緑区)



収穫体験農園でのイチゴ狩り(泉区)

2-③ 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

【事業①取組2 街路樹による良好な景観づくり】

- 駅周辺や区の代表的な路線などを対象に、老木化した桜並木など地域で愛されている並木を再生することにより、街路樹による良好な景観づくりを推進
- **6路線**（1路線完了、5路線整備中）を整備<5か年の目標 推進>



すずかけ通り(西区)(維持管理)



大岡川プロムナード(中区)(並木の再生)



石崎川プロムナード(西区)(並木の再生)

路線名	区名	状況
石崎川プロムナード	西	整備中
大岡川プロムナード	中	整備中
本牧通り	中	整備中
大岡川プロムナード	南	整備中
環状四号線	緑	整備中
美しが丘中学校サクラ通り	青葉	完了

2-③ 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

【事業②取組 1 地域緑のまちづくり】

- 2024年度は、新たに3地区で協定締結、4地区で再整備支援を開始 <5か年の目標35地区>
- 2009年度からの16年間で、73地区（新規締結地区の数）で展開



野庭団地地区(港南区)



柏尾町地区(戸塚区)

II. 固定資産税等の軽減措置について

1. 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について

- ① 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について
- ② 当該税負担軽減措置の実績
- ③ 当該税負担軽減措置の課題とニーズ
- ④ 広報周知について

2. 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について

- ① 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について
- ② 当該税負担軽減措置の導入背景と必要性
- ③ 当該税負担軽減措置の効果（実績）

1-① 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について

- 緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物敷地について、緑地を10年間保全することを条件に、当該建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税を10年間軽減するもの

① 対象土地

敷地面積500m²以上の建築物敷地のうち、法令に定める基準に加え、5%以上上乗せ緑化を行い、「建築物緑化認定証」を受領しており、かつ所有者が緑地を10年間保全する契約を締結した土地

② 期間

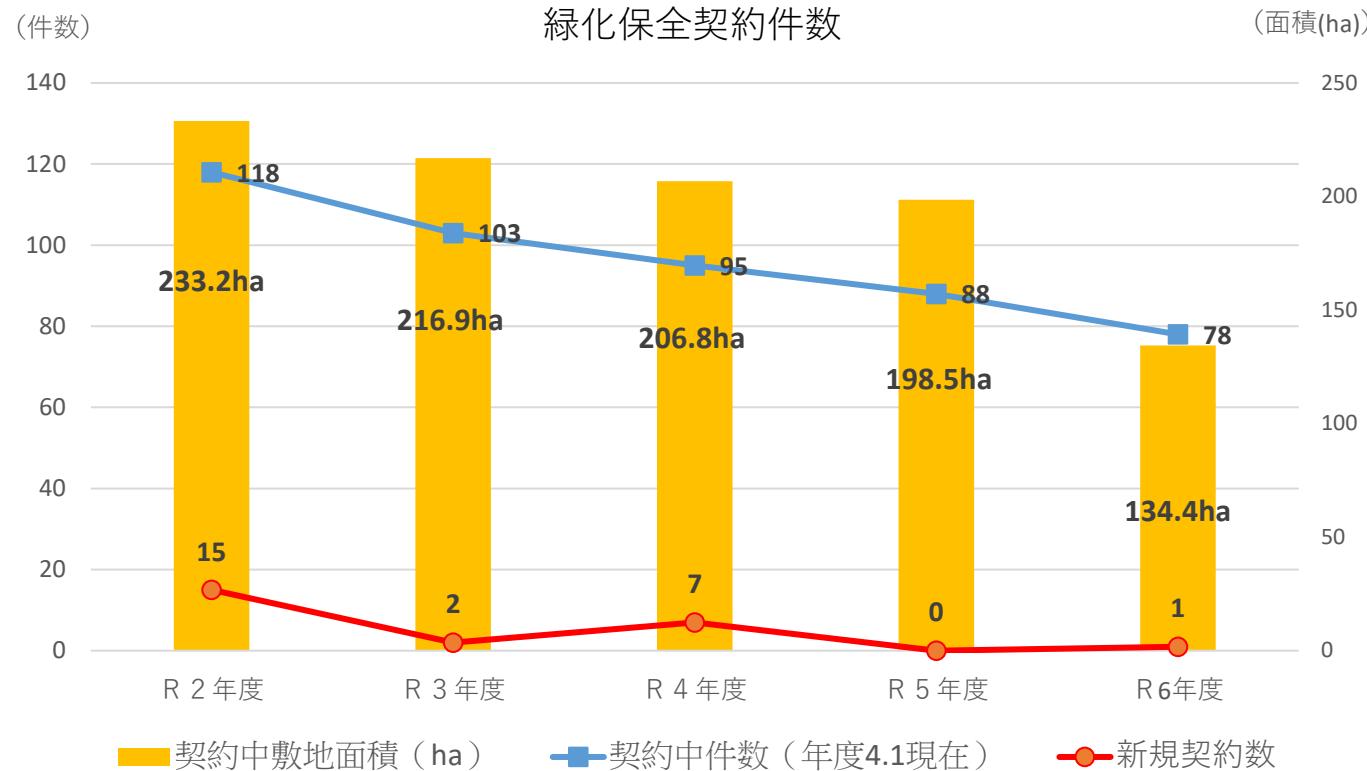
緑地の保全に係る契約を締結した年の翌年から10年度分

③ 軽減税額

当該土地の固定資産税額又は都市計画税額 × 上乗せ分の緑化率 × 1/4

1-② 当該税負担軽減措置の実績

- 令和6年度時点で、78件の軽減措置を適用中



1-③ 当該税負担軽減措置の課題とニーズ

- 認知度が低く、制度周知のため、新たな広報周知先や方法を検討していく必要がある
- その他にも、手続き面や緑化確保の難しさなど、制度面の課題も検討していく必要がある

1 制度周知の課題

(1) 建築時の制度の認知度が低い

建築時に制度の存在を知らず、契約の検討すらされない。設計者・事業者への周知が不十分
制度の周知先については検討の余地がある

2 制度面の課題

(1) 集合住宅における調整の難しさ

緑化部分が共有部にあるため、契約主体が管理組合となり、調整が難しい
個人の意思では契約できないケースが多い

(2) 手続き面の課題

市との協議、書面のやり取り、10年間の維持管理義務などの利用者への負担

(3) 減額の実感が得られにくい

手続きに見合うメリットの実感

(4) 基準以上の緑化確保の難しさ

共同住宅の敷地利用が高密度化する中で、制度が求める緑化基準を満たすことが難しい物件が
増加傾向にあると考えられる。

1-④ 広報周知について

- 制度の対象となり得る事業者及び市民への広報の実施
- 新築家屋の所有者への案内送付による新たな広報手法の検討
- 制度の活用促進に向けた継続的な広報の実施

送付場所、媒体名	主な広報対象		時期	広報の方法
		詳細		
固定資産税納通同封チラシ	個人		4月	制度概要掲載
税の知識(冊子・ウェブ)	個人		5月	制度概要掲載
固定資産税のあらまし (ウェブ)	個人		4月	制度概要掲載
土地利用調整会議（意見書）	事業者	開発業者	案件発生ごと	制度概要掲載
かんきょう横浜	事業者	横浜市環境保全協議会会員 (環境に関心のある事業者)	5月	制度概要掲載
よこはま建築情報センター	個人・事業者	建築、道路、水道、下水道などの 情報を閲覧、取得する来訪者	通年	チラシ配架
各年度契約満了者	個人・事業者	緑化保全契約 制度利用者	1月	チラシ郵送

2-① 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について

- 農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続して利用することを条件として、農家の住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地の保全を図るもの

① 対象土地

農業用施設の土地で、所有者が農業用施設を10年間保全する契約を締結した土地

② 対象面積

特定農業用施設用地として指定された面積

③ 期間

特定農業用施設用地として指定した年の翌年から10年度分

④ 軽減後の税額

農業用施設用地評価の固定資産税・都市計画税に相当する額

⑤ 契約条件

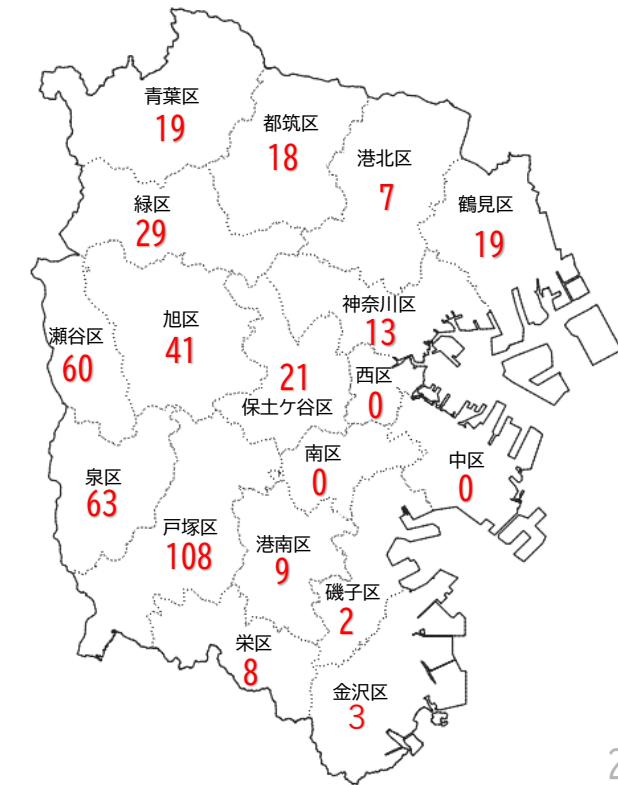
横浜市内の市街化調整区域内農地および生産緑地において1,000m²以上耕作を行うこと
耕作農地を適正に管理、耕作すること 等

2-② 当該税負担軽減措置の実績

- 令和6年度末時点で、420棟の特定農業用施設用地について軽減措置を適用中

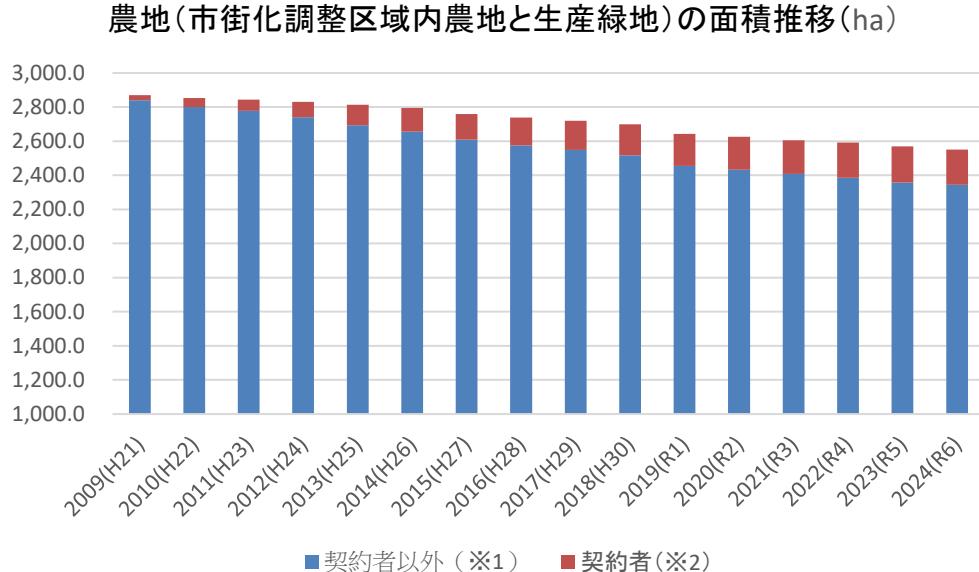


契約施設の例



2-③ 当該税負担軽減措置の効果

- 農地は減少し、契約者の耕作農地が占める割合は増加傾向
- 適正な管理を契約条件としていることから契約者の耕作農地割合が増えることで良好な農景観形成に寄与。特にまとまりのある農地では効果が高い



(※1) 市街化調整区域内農地及び生産緑地地区の合計面積

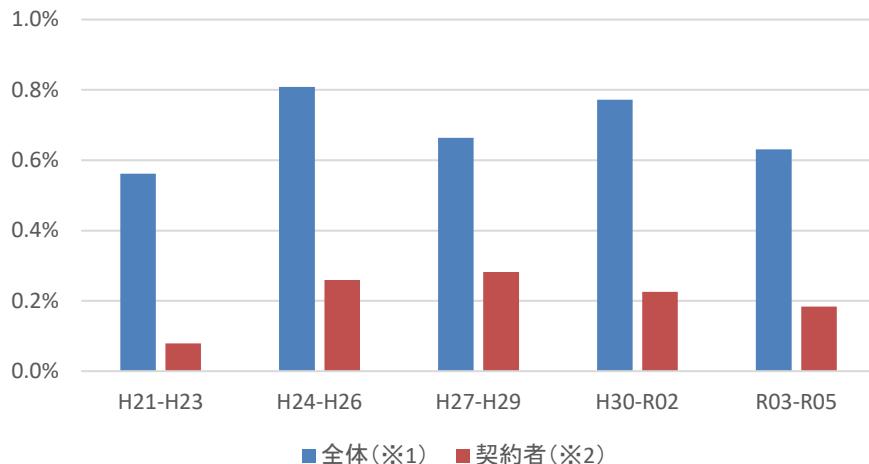
(※2) 市街化調整区域内農地及び生産緑地地区のうち横浜市特定農業用施設保全契約者耕作農地の合計面積



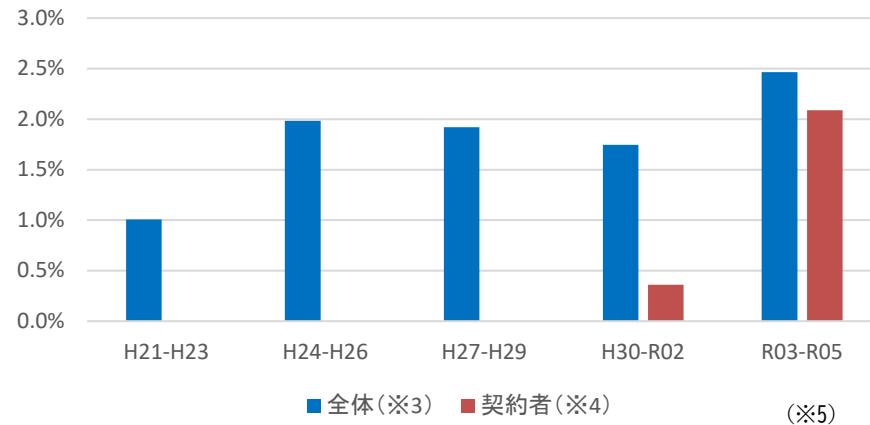
2-③ 当該税負担軽減措置の効果

- 契約者の耕作農地において農地の減少率が少ない⇒事業活用が農地保全に寄与

農地減少率の比較(市街化調整区域内農地)



農地減少率の比較(市街化区域内生産緑地地区)



市街化調整区域内の農地を農地以外のものにするためには農地法に基づく許可（転用許可）が必要
（※1）市街化調整区域の農地で転用許可を受けた面積割合

（※2）※1のうち契約者所有の農地で転用許可を得た面積割合

市街化区域においては、都市計画法に基づく生産緑地地区指定により農地を保全しており、
指定を受けた農地は原則30年間農地となるが、耕作不能の場合などには例外的に指定解除可能
（※3）生産緑地地区のうち指定解除された面積割合

（※4）※3のうち契約者所有の生産緑地地区で指定解除された面積割合

（※5）令和4年以降指定後30年経過の生産緑地地区が発生したため、減少率が全体的に上昇

■ 横浜みどり税 執行額一覧（第4期）

(単位：百万円)

事業・取組／取組内容	計画額	執行額					
	5か年 事業費	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2026 (R9)	2027 (R10)	5か年 累計
【柱1】市民とともに次世代につなぐ森を育む（柱別充当割合：60.4%）	8,564	1,827					1,827
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	3,706	974					974
(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	3,706	974					974
事業② 良好な森の育成	4,599	816					816
(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,763	679					679
(2) 指定した樹林地における維持管理の支援	836	137					137
事業③ 森に関わる多様な機会の創出	259	37					37
(1) 森づくりを担う人材の育成	78	11					11
(2) 森づくり活動団体への支援	37	9					9
(3) 森に関わるきっかけづくり	115	14					14
(4) 森の多様な楽しみづくり	30	4					4
【柱2】市民が身近に農を感じる場をつくる（柱別充当割合：7.3%）	1,040	154					154
事業① 良好な農景観の保全	390	67					67
(1) 水田の保全	236	47					47
(2) 特定農業用施設保全契約の締結	0	0					0
(3) 農景観を良好に維持する活動の支援	67	10					10
(4) 多様な主体による農地の利用促進	88	10					10
事業② 農とふれあう場づくり	650	87					87
(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	650	87					87
(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進	0	0					0
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	0	0					0
(1) 地産地消にふれる機会の拡大	0	0					0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	0	0					0
(1) 地産地消を広げる人材の育成・支援	0	0					0
(2) 市民や企業等との連携	0	0					0
【柱3】市民が実感できる緑や花をつくる（柱別充当割合：32.3%）	4,582	810					810
事業① まちなかでの緑の創出・育成	2,567	478					478
(1) シンボル的な緑の創出・育成	97	3					3
(2) 街路樹による良好な景観づくり	2,300	454					454
(3) 公開性のある緑空間の創出支援	90	6					6
(4) 建築物緑化保全契約の締結	0	0					0
(5) 名木古木の保存	80	15					15
事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり	561	61					61
(1) 地域緑のまちづくり	504	50					50
(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	0	0					0
(3) 人生記念樹の配布	57	11					11
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	75	6					6
(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	75	6					6
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	1,380	264					264
(1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	1,380	264					264
効果的な広報の展開	0	0					0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開	0	0					0
(1) 計画の周知や実績報告	0	0					0
事業費総計	14,187	2,791					2,791

※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります